



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名 和 弘 食 品 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 和 山 明 弘  
(コード番号 2813)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 市 川 敏 裕  
(TEL 0134-62-0505)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第52期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役及び社外監査役に適した人材を確保し、期待される役割が十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定に基づき、定款第31条（社外取締役との責任限定契約）及び第40条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、第31条（社外取締役との責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	(社外取締役との責任限定契約)
	<u>【第31条】当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>
【第31条】～【第38条】 (条文省略)	【第32条】～【第39条】 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="411 248 504 277">(新設)</p> <p data-bbox="142 551 659 580">【第 39 条】 ~ 【第 45 条】 (条文省略)</p>	<p data-bbox="810 248 1203 277">(社外監査役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="820 291 1461 495">【第 40 条】当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="820 551 1366 580">【第 41 条】 ~ 【第 47 条】 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日

以 上